

市内産木材を使った京のまちなみ推進事業実施要領

(屋外広告物等の木質化)

京都市域産材供給協会

(目的)

第1条 本事業は、市内の屋外広告物等の木質化を支援することで、木のある京都らしいまちなみづくりを推進することで、森林整備を促進し、地域の林業や木材関連業界の活性化、森林が有する地球温暖化防止、土砂災害防止、水源涵養といった多面的機能の維持増進を図るとともに、市内の森林保全につなげることを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業は、京都市域産材供給協会（以下「協会」という。）が、みやこ杣木を用いた屋外広告物等（京都市屋外広告物等に関する条例第2条第1号及び同条例第2条第3号に定めるもの）の設置を行うことに対して支援するものである。

2 店舗等の事業者（以下「申請者」という。）を対象に、屋外広告物に使用するみやこ杣木の購入経費及び加工費（税抜）の10分の9以内（上限80千円）を補助する。ただし、加工費は木材価格の3倍（税抜）までとし、1,000円未満の端数は補助額から切り捨て、超過する費用及び消費税その他必要となる諸費用は申請者負担とする。

(募集件数)

第3条 募集件数は予算の範囲内（約20件）とする。

(申請条件)

第4条 本事業の申請は次の各号の条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 個人及び法人等の団体で、市内に住所を有する店舗等（賃貸を含む）に屋外広告物を掲示しようとする事業者であること。
- (2) 店舗等は、既に営業している、又は令和3年3月末までに営業を開始するもの。
- (3) 本事業の目的により、交付の対象となったみやこ杣木は、その耐用年数が経過したと判断されるまでは当該施設の主たる所有者又は使用者が維持・管理すること。
- (4) みやこ杣木の普及啓発のため、パンフレット又はホームページ等にみやこ杣木の使用状況写真の掲載に協力すること。
- (5) 協会が行う使用状況に係る検査に協力すること。

(6) 「みやこ杣木」を加工する事業者は、協会に登録する生産事業者又は製品取扱事業者に限る。

(7) 他の補助金を併用する場合は、補助対象を重複してはならない。

(申請)

第5条 本事業の申請は、次の各号の書類を協会へ直接、または郵送にて正本1部、副本1部を提出しなければならない。

(1) 申請書（第1号様式）

(2) 申請に係る承諾書（第2号様式）

(3) みやこ杣木使用明細書（第3号様式）

(4) 交付対象となるみやこ杣木及びその加工費の見積書の写し

(5) 木製屋外広告物の設計図（着色されているもの）（任意様式）

(6) 現場位置図（任意様式）

(7) 都市計画局広告景観づくり推進室との協議書（第4号様式）

(8) 京都市屋外広告物等に関する条例第9条に基づく許可が必要な場合には、京都市都市計画局広告景観づくり推進室発行の屋外広告物許可通知書の写し

(補助の決定)

第6条 協会は、申請書を受理後、順次申請内容を厳正に審査し、その結果を速やかに申請者へ書面（第5号様式）にて通知する。なお、申請件数が募集件数を超えた場合は、予算の範囲で交付する。

(事業の変更)

第7条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書（第6号様式）に変更を希望する板材等（第3号様式）を添えて速やかに協会へ提出し、書面（第7号様式）にて協会からの承認を得るものとする。

(完了検査)

第8条 工事の完了後速やかに、申請者は協会にその旨を伝え、協会による完了検査を受けなければならない。完了検査にあたって、申請者が協会に日程調整を依頼するものとする。

2 完了検査時に、申請者は協会に次の各号の書類を提出しなければならない。

(1) 使用状況写真（第8号様式）

- (2) 交付対象となるみやこ杣木及びその加工費の納品書の写し
- (3) 交付対象となるみやこ杣木及びその加工費の請求書又は領収書の写し

(補助の中止及び返還)

第9条 次の各号に該当する場合は、協会は交付した補助金を申請者から返還させることが出来るものとする。

- (1) 申請内容に重大な虚偽があると認められた場合。
- (2) 本事業により設置した屋外広告物等を、その用途における耐用年数をを経過することなく撤去した場合。ただし、災害等不可抗力による場合を除く。